

茂原市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 令和5年10月11日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 14名

平野芳之	小高 明	森川善仁	関谷 正
富田和男	中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹
伊東忠司	富田泰宏	古山光雄	早川昇一
深山 理	矢部友一		

4 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一
係長 片岡雄一	主査 吉田茂則
主事 酒井嵩文	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 7件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
地目変更登記申請に係る照会について
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第11回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が4件、農地法第5条の規定による許可申請が7件の計11件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご審議して頂きまして合計12件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

ただ今より第11回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は12番浦島委員と13番石井委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から4号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は萱場字原妻地先、畑13㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は萱場の★★さんです。申請理由は、実家の隣接で農作業が効率的に行えるためとのことです。なお、申請地下部に実家の農業集落排水の埋設管が敷設されております。営農計画として、買い受ける農地にて落花生を栽培します。全て自家消費です。それに対する生産経費として、1,000円を見込む計画となっております。主に種代とのことです。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法について地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は下太田字柴名坂地先外4筆、田26㎡、畑3,782㎡、合計3,808㎡を売買しようとする申請です。買受人は下太田の★★さん、売渡人は下太田の★★さんです。申請理由は、自宅の近距離にあり、草刈りや耕運等の管理がしやすいためとのことです。買い受ける農地にて柿、みかん、栗の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。周辺地域との関係について、利用権を設定していたため地域への影響はないとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は下太田字日ノ詰地先外9筆、田3,452㎡、畑2,364.9㎡、合計5,816.9㎡を買い受けようとする申請です。買受人は下太田の★★さん、売渡人は下太田の★★さんです。申請理由は、売渡人

が高齢で後継者がおらず、利用権を設定し一部耕作している土地もあるためとのことです。

ここで、農業経営に係る実施計画書について簡単にご説明します。4ページをご覧ください。買い受ける農地にてみかん、プラムを栽培し、⑧生産物の販売計画として、★★等へ販売し3,836万円を見込んでおり、⑨経費計画として、6,481万6千円を見込んでおります。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件について、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機、マニユアスプレッダを所有しております。労働力、技術については、9名で従事しております。周辺地域との関係について、利用権を設定していたため、地域への影響はないとのことです。

また、農地について所有権、使用収益権、質権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得することができる農地所有適格法人に該当するか否かの判断があり、買受人は農地法第2条第3項に規定する法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件及び業務執行権要件をすべて満たしていることから、農地所有適格法人に該当すると判断されます。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

4号議案については、新規就農の案件となります。なお、本日は新規就農者ご本人にお越しいただいておりますので、議案説明の後、入室して頂き、新規就農者として承認できるか等、質疑をお願いいたします。

それでは、4号議案です。申請地は七渡字西野中地先外1筆、畑1,931㎡を賃貸借にて借り受けようとする申請です。賃借人は小林の★★さん、賃貸人は七渡の★★さんです。

申請理由としまして、以前きくらげ栽培をしており、野菜作りに興味を持ち良い野菜を作りたいためとのことです。土地選定理由としましては、自宅から近く耕作しやすいためとのことです。

ここで、営農計画のチェック表について簡単にご説明します。3ページ、4.

(1) 販売予定先をご覧ください。

販売計画として、借り受ける農地にて青ネギ、オクラ、トウモロコシ、じゃがいも、大根等を栽培し、★★等に販売し248万円の売上げを見込んでおります。4ページ(3)支出をご覧ください。生産経費として、種代、肥料・農薬代、雑費、農機具代を合わせ735万円を見込む計画となっております。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件について、現在賃借人が耕作に供すべき農地はありません。主な機械の保有については、トラクターを1台所有しており、令和6年中に4ページ5.資金計画にあるネギ洗浄機、噴射機、定植機、袋詰め機械、管理機、トラクターアタッチメント、トラクターを購入する予定です。労働力については、1名で従事します。技術については、京都府の★★より令和5年5月から青ネギを中心に野菜生育販売指導を仰いでいるとのことです。周辺地域との関係について、農薬の使用方法について地域の決まりごとに従うとのことです。地域との役割分担については、地域の農業の話し合い等の活動に参加するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長

小委員会の審議結果を報告いたします。1号議案、実家に隣接しており、利便性が良くなるということで許可となりました。2号議案、★★さんにとって自宅から近く耕作しやすいということで許可となりました。3号議案、★★は農地所有適格法人で問題ないということで許可となりました。4号議案、新規就農であります。

すでに作物を栽培しており問題なく許可となりました。以上です。

会長 1号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 申請地に★★さんの実家の集落排水の埋設管が敷設されており、当事者同士が納得した上での売買ですので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人と売渡人は隣同士で話もできているようですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんは長男ですが、大網白里市に住んでおります。親が既に亡くなっており集落排水の問題は当時どのように決めたかわかりませんが、自分の土地以外の所に自分の埋設管があるのは問題があると認識しており、現在、お互い話が済んでおりますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 売渡人には後継者がおりませんので、このように耕作してくれる方がいるのが一番良いことだと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人の★★さんは★★の代表で非常に頑張っております。売渡人の★★さんは高齢ということと、息子さんがおりますが、若い時に体調を崩して現役復帰は無理という中で今回の申請に至っております。この件については全く問題ないので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 2号議案の時と同様、耕作してくれる方がいるのが一番良いことだと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 売渡人が高齢で、★★と★★さんがそれぞれ買い受けることをお聞きしております。土地改良区内の土地を当初から一部委託しておりましたが、全面的に★★が対応していくということですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案です。ご本人がお越しでございますので、お入り頂いて、色々お聞きしたいと思います。

(★★氏 入室)

会長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。何点かお尋ねしますが、まずは自己紹介をお願いします。

★★氏 ★★と申します。以前東京に住んでおりましたが、今回茂原市の小林に移住してきました。新規就農で農業をやっていききたいという気持ちで今回申請しました。経験はあまりないような状態ですけれども、色々な方の力を借りながらやっていこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長 私から最初に何点かお尋ねします。年齢はおいくつですか。

★★氏 44歳です。

会長 以前はどのような仕事をされていたのですか。

藤田氏 以前は普通の会社勤め、サラリーマンをしておりました。

会長 今回、農業をやっていく決断をしたきっかけは何ですか。

★★氏 勤めていた会社でキクラゲの栽培を少しやっており、1年超、自分が主導で携わっていたことと知人や周りに何人か農業をやっている方がおり、話を聞いているうちに自分もやってみたいと思ったのが、きっかけです。

会長 幾らかお手伝いのようなことをやったことがあるということですか。

★★氏 そうです。

会長 それでは委員の方々に質問のある方はいらっしゃいますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。今回の面積だけで就農していくとなると大変厳しい状況かと思いますが、農業だけでやっていくのか。それとも他の仕事をやりながらやっていくのか、どのように考えていますか。

★★氏 農業だけでやっていくことを考えており、今回お借りする予定の場所だけでなく、今、近場で2反、3反歩位の土地を探しているところです。

★★委員 農業だけでやっていくとなると、この面積だけでは食べていけない状況で連作障害とか色々なことを考えて土地を増やしていくという認識でよろしいわけですね。

★★氏 そうです。

★★委員 それと販売単価はどのように決めましたか。大根1キロ1,100円は中々難しいと思いますが。

★★氏 周りの情報というか聞いた程度で一つの目安でしかないです。

★★委員 1キロ330円で高いと言っている中、近くの農家の方、それとも都会の方にお聞きして単価を設定されたのですか。

★★氏 都会の方です。

★★委員 販売単価ですよ。

★★氏 少し前に資料を作っており、その時はこの単価で算出しました。

★★委員 わかりました。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。営農計画のチェック表の3ページにある★★という会社から野菜の生育販売の指導を受けているとありますが、京都にあるこの会社はどのようなことをやっていますか。

★★氏 ネギ専門の会社でして、そこに行ったりしていました。

★★氏 この会社、ネギを作っているわけではないですね。

★★氏 作っています。

★★氏 この会社の指導を受けながら、販売していくということですか。

★★氏 そうです。

★★氏 京都府で青ネギとは、この辺りのネギとは若干違うのでしょうか。

★★氏 この辺りでは白ネギが結構見受けられますが、今習っているのは九条ネギという葉の緑色が多い品種になります。

★★委員 わかりました。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。七渡は新規就農の方、★★さんみたいな方が結構おります。中心はネギ、関西は葉っぱを食べて、関東は白い所を食べるという中で、九条ネギというのは我々も承知しており、作付けしてみても面白いかなと思います。先程、更に土地を借りて、作付けを増やしたいとおっしゃっていましたが、うちの集落では、作り手のいない遊休化した農地を誰か担い手に紹介して、何とか農地を活用していこうと考えておりますので、是非やって欲しいなと思います。それから京都の業者さんと付き合いがこれまでであったという話ですが、その辺の経過はどういうことですか。

★★氏 古い友人がそこにいたので、農業をやりたいと相談したところ、紹介するというか、話してみようかという流れから付き合いが始まりました。

★★委員 七渡は野菜を結構作っている方が多くいます。京都の業者さんから指導を受けているということであっても、この地域で野菜づくりをしている人の中にはプロ級の方が何人もいますので、地域との交流をしながら実績を上げていくのが良いのではないかと今までの新規就農者を見て思っておりますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

★★氏 周りにネギをやられている方や露地野菜をやられている方が多くいらっしゃる中で、自分から積極的に話しかけたり、コミュニケーションを取るようにしております。その方々からの技術指導とか、今作っている野菜はこうした方が良いよとか、千葉の土壌はこうだからとか色々細かい所まで教えて頂き感謝しております。この

ように周りの方々の支えというのは必要で、引き続きお力添えを頂けるような付き合いをしていきたいと思っております。

★★委員

頑張ってください。

会長

★★委員どうぞ。

★★委員

★★と申します。機械を色々買う予定になっておりますが、アパート住まいのため、それらをどこに置くのか、畑に小屋等を建てるのか、その予定を聞かせていただきたいと思えます。

★★氏

現在、大家さんの所に倉庫がありますので、そこに持っているトラクターを保管させていただいています。今後、機械が増えても保管できるスペースはありますが、なければ、大家さんに言って簡単な仮設な物を作ろうと思っています。

★★委員

それはこの場所に作るということですね。

★★氏

必要があれば作ります。

★★委員

わかりました。

会長

他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。

★★氏

よろしく申し上げます。

(★★氏 退室)

会長

それでは審議します。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現状色々な種類の野菜を作っております。綺麗にしておりますので許可でよろしいと思えますが、収入の面で生活していけるのかなとちょっと気にかかります。

会長

営農計画のチェック表の★★委員が言われていた販売単価が非常に高いのではないかと、そのようなところですか。営農計画のチェック表が提出された時、事務局は例えば大根の販売単価が高いから訂正するようには言わないですね。

事務局

申請者が提出してきたのを訂正することはないです。

会長

事務局は訂正できないと思えます。過去に営農計画のチェック表の販売単価が高いという議論はあったかもしれませんが、申請者から提出されたものを基に審議してきたのがこれまでだと思えます。★★委員、許可ということではよろしいですね。

★★委員

はい。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

先程お話を聞いた限りの印象からすると一生懸命やって計画的な方の方ですので、問題ないと思えます

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

単価の話になりますと、今のリアルな単価でやったら当然生活できるのかという話になってしまい、新規就農は、その側面から議論すると大丈夫という結論にはならないと思います。それだけに単価だけでなく、農業に取り組む姿勢とかを見て地域で育て上げていくということが必要かと思います。うちの方にも新規就農者が何人もいますが、それなりにやっている人もいれば中々苦労されている人もいます。そういうことから、今回の場合は今後を見守ると。私の地区では人・農地プランの協議会もできており、今後、後継者という位置付けで議論されていくと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。4号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案は許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請について5号議案から11号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案の訂正があります。6号議案の買受人、★★さんの代表取締役、★★とありますが★★の誤りですので、訂正をお願いします。それでは農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに5号議案です。申請地は、墨田字後原地先、田314㎡、畑433㎡の内349.35㎡の合計663.35㎡です。長生村の★★さんが墨田の★★さんから賃借権の設定により土地を借り受けて、一時転用の許可を得て、資材置場及び作業用地とする申請です。申請理由は申請地南側の道路で天然ガスの配管新設工事を計画しているため、土地選定理由は工事区間に近接しており、土地所有者から承諾を得られたためとのことです。事業計画として、周囲に簡易フェンスを施し、鋼管等の置場や溶接作業スペースを設ける計画となっております。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地後に土木シート、その上に鉄板を敷設します。排水は雨水自然浸透のみです。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

なお、一時転用について、申請期間は令和6年10月31日までとなっております、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、早野字北原地先外1筆、畑236㎡です。早野の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて、駐車場及び貸駐車場用地とする申請です。申請理由は経営している建築士事務所の駐車場が不足していることと、建築事務所の建物の一部を貸している大判焼き店や近隣住民等からの要望があったため、土地選定理由は建築事務所の前面道路の南側にあり位置関係が良かったためとのことです。事業計画として、建築事務所に4台、大判焼き店に7台、近隣住民等に5台の合計16台を予定しております。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず砕石敷きするとのことです。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者は

おりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、下永吉字柳坪地先、田232㎡です。君津市の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、給排水計画が整備しやすく利便性も良く、需要が見込めるためとのことです。事業計画として、建築面積66.24㎡の住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は市街化が見込まれる区域で、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わず整地のみです。排水は東側より公共下水道へ接続の計画です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、本小轡字東之妻地先、畑4,700㎡の内264.79㎡です。山武市の★★さんが小林の★★さんから賃貸借の設定により土地を借り受けて、作業所兼直売所及び駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、栽培しているイチゴのハウスに近接しており利便性が高いためとのことです。事業計画として、建築面積63㎡のビニールハウス製の作業所兼直売所が1棟と8台分の駐車場とします。なお、申請地は令和2年11月2日から令和5年11月1日まで同内容で4条の一時転用許可を受けておりましたが、この度、農業振興地域整備計画の変更が承認されてことにより申請されたものです。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法第4条第6項ただし書きの「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとする時」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。駐車場部分はウッドチップ敷きとします。排水は雨水自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、長尾字若宮地先、畑310㎡です。東京都の★★さん外1人が市川市の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は東京と市川に別々に住んでいるが庭付きの戸建てと一緒に住みたいため、土地選定理由は海が近く、趣味のサーフィンができることと、価格等条件があったためとのことです。事業計画として、建築面積72.87㎡の平屋住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は合併浄化槽を設置し、南側から道路側溝へ放流の計画です。確認が必要な隣

接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、ゆたか地先、畑432㎡です。早野の★
★さんが船橋市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。
申請理由及び土地選定理由は、申請地は保育園・小学校に近く分譲地に適してお
り、希望する面積が確保できるためとのことです。事業計画として、216㎡の宅
地2区画とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種
農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地で
す。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申
請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみ
です。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、
確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ
れた必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、ゆたか地先、畑235㎡です。高師の★
★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申
請理由は現在借家住まいで手狭となったため、土地選定理由は交通のアクセスが良
く、住環境に恵まれているためとのことです。事業計画として、建築面積60.6
5㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種
農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地で
す。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、雨水管設置の為、市土木
管理課に道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への
支障について、埋立ては行わず整地のみです。汚水等の排水は公共下水道に接続し
ます。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付さ
れた必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第一
小委員長 小委員会の審議結果を報告いたします。5号議案、一時転用で事業終了後に農地
に復元するという事で許可相当となりました。6号議案、用途地域内の3種農地
で問題なく許可相当となりました。7号議案、3種農地に近い2種農地で問題なく
許可相当となりました。8号議案、農振農用地ですが、例外的措置ということで許
可相当となりました。9号議案、用途地域内の3種農地で問題なく許可相当とな
りました。10号議案、用途地域内の3種農地で問題なく許可相当となりました。1
1号議案、用途地域内の3種農地で問題なく許可相当となりました。以上です。

会長 5号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 一時転用ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 一時転用で問題ありませんので、許可相当でよろしいと思います。

- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして6号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 大判焼き店の前の道路に車が駐車している状態で、そのための駐車場も含まれており、3種農地でもありますので、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 この場所は道路沿いにあり、用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。6号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは6号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 前々回、隣の2区画の申請が出ており、今回も問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは住宅街の一角で8月にも隣で申請が出て許可になっていますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして8号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここはイチゴ屋さんで、すでに販売場と駐車場があり、今回一時転用から恒久転用にすることですが、問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 農振農用地ですけれども、例外的に許可し得る農地で問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ここは新規就農で始めた所で、固定客が付いて安定してきておりますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。8号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 住宅街の一角で用途地域でもありますので、問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 住宅地内の一角の農地です。専用住宅用地ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。9号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして10号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ゆたかは住宅を建てるための場所ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は住宅建築を目的とした造成地であり、用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ゆたかは住宅を建てるための場所ですので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は住宅建築を目的とした造成地であり、用途地域内の3種農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは12号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。

|